

令和8年10月28日

特定商取引法違反の事業者に対する業務停止命令（3か月） 及び指示並びに当該事業者代表取締役に対する業務禁止命 令（3か月）について

○ 消費者庁は、留学手続の代行等の役務及び英会話教室の役務を提供する訪問販売及び電話勧誘販売業者である株式会社J s t y l e（本店所在地：東京都新宿区）（以下「J s t y l e」といいます。）（注）に対し、令和8年10月27日、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」といいます。）第8条第1項及び第23条第1項の規定に基づき、令和8年10月28日から令和9年1月27日までの3か月間、訪問販売及び電話勧誘販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

（注）類似する名称の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。

○ あわせて、消費者庁は、J s t y l eに対し、特定商取引法第7条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講ずることなどを指示しました。

○ また、消費者庁は、J s t y l eの代表取締役である安藤 和隆（あんど かずたか）に対し、特定商取引法第8条の2第1項及び第23条の2第1項の規定に基づき、令和8年10月28日から令和9年1月27日までの3か月間、J s t y l eに対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

1 処分対象事業者等

- （1）名 称：株式会社J s t y l e
（法人番号：2011601021365）
- （2）本店所在地：東京都新宿区新宿6-27-30
新宿イーストサイドスクエア11F
- （3）代 表 者：代表取締役 安藤 和隆
- （4）設 立：平成28年12月2日

- (5) 資 本 金：1000万円
- (6) 取 引 類 型：訪問販売及び電話勧誘販売
- (7) 取 扱 役 務：留学手続の代行、英会話教室 等

(注) 類似する名称の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。

2 特定商取引法の規定に違反する行為

(1) 訪問販売

- ア 目的を隠匿して誘引した者に対する公衆の出入りしない場所での勧誘をする行為（特定商取引法第6条第4項）
- イ 役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第6条第1項第5号）
- ウ 氏名等の明示義務に違反する行為（特定商取引法第3条）

(2) 電話勧誘販売

- ア 契約書面の交付義務に違反する行為（特定商取引法第19条第1項第1号）
- イ 役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第21条第1項第5号）

3 消費者庁がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。

別紙1：J s t y l eに対する行政処分の概要

別紙2：安藤 和隆に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-600-0340
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社 J s t y l e に対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社 J s t y l e (以下「J s t y l e」という。)は、「無料カウンセリング」や「留学診断」などと称する、J s t y l e が無料で行う留学に関する相談(以下「無料相談」という。)に申し込んだ消費者に対し電話をかけ、留学手続の代行等の役務及び英会話教室の役務(以下「本件役務」という。)を有償で提供する契約(以下「本件役務提供契約」という。)の締結について勧誘するためのものであることを告げずに J s t y l e の営業所への来訪を要請して誘引した消費者と J s t y l e の営業所において本件役務提供契約を締結して役務の提供を行っているが、かかる役務の提供は特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。)第 2 条第 1 項に規定する訪問販売(以下「訪問販売」という。)に該当する。

また、J s t y l e は、無料相談に申し込んだ消費者に対して L I N E のメッセージ機能により W E B 会議用 U R L を送り、当該 W E B 会議において行う勧誘により、本件役務提供契約を郵便等により締結して役務の提供を行っているが、かかる役務の提供は特定商取引法第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売(以下「電話勧誘販売」という。)に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

ア J s t y l e は、令和 8 年 10 月 28 日から令和 9 年 1 月 27 日までの間、訪問販売に関する業務のうち、以下の(ア)から(ウ)までの事項を停止すること。

(ア) J s t y l e が行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

(イ) J s t y l e が行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

(ウ) J s t y l e が行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

イ J s t y l e は、令和 8 年 10 月 28 日から令和 9 年 1 月 27 日までの間、電話勧誘販売に関する業務のうち、以下の(ア)から(ウ)までの事項を停止すること。

(ア) J s t y l e が行う電話勧誘販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

(イ) J s t y l e が行う電話勧誘販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

(ウ) J s t y l e が行う電話勧誘販売に関する役務提供契約を締結する

こと。

(2) 指示

ア J s t y l e は、特定商取引法第3条に規定する氏名等の明示義務に違反する行為、特定商取引法第6条第1項の規定により禁止される契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為及び同条第4項の規定により禁止される目的を隠匿して誘引した者に対する公衆の出入りしない場所での勧誘並びに特定商取引法第19条第1項に規定する契約書面の交付義務に違反する行為及び特定商取引法第21条第1項の規定により禁止される契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしていた。

かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、J s t y l e は、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講じ、これをJ s t y l e の役員及び従業員に、前記(1)の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ J s t y l e は、訪問販売及び電話勧誘販売により、本件役務本件役務提供契約を締結しているところ、令和6年1月1日から令和8年10月27日までの間にJ s t y l e との間で本件役務提供契約を締結した全ての相手方に対し、以下の(ア)から(エ)までの事項を、消費者庁のウェブサイト(<https://www.caa.go.jp/>)に掲載される、J s t y l e に対して前記(1)の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する資料を添付して、令和8年11月27日までに書面又は電磁的方法(以下「書面等」という。)により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに書面等(通知したことを証明するに足りる証票等及び通知書面等を添付すること。)により報告すること。

なお、令和8年11月10日までに、契約の相手方に通知する予定の通知の内容及び同封書類又は添付ファイル一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに書面等により報告し承認を得ること。

(ア) 前記(1)の業務停止命令の内容

(イ) 本指示の内容

(ウ) J s t y l e が、公表資料のとおり、少なくとも令和6年1月から令和7年12月までの間に訪問販売に係る本件役務提供契約について、特定商取引法第9条第1項の規定に基づく解除(以下特定商取引法第9条第1項又は第24条第1項の規定に基づく解除を「クーリング・オフ」という。)を申し出た消費者に対し、実際にはクーリング・オフができるにもかかわらず、クーリング・オフができない旨を告げたこと。

(エ) J s t y l e が、公表資料のとおり、令和 7 年 2 月上旬、電話勧誘販売に係る本件役務提供契約について、クーリング・オフを申し出た消費者に対し、実際にはクーリング・オフができるにもかかわらず、クーリング・オフができない旨を告げたこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項並びに第 2 2 条第 1 項及び第 2 3 条第 1 項

4 処分の原因となる事実

J s t y l e は、以下のとおり、特定商取引法の規定に違反する行為をしており、消費者庁は、訪問販売及び電話勧誘販売に係る取引の公正及び本件役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 目的を隠匿して誘引した者に対する公衆の出入りしない場所での勧誘をする行為（特定商取引法第 6 条第 4 項）

J s t y l e は、少なくとも令和 6 年 1 月から令和 7 年 1 2 月までの間に、電話により、訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘するためのものであることを告げずに J s t y l e の営業所への来訪を要請して誘引した消費者に対し、公衆の出入りしない場所において本件役務提供契約の締結について勧誘を行った。

(2) 役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第 6 条第 1 項第 5 号）

J s t y l e は、少なくとも令和 6 年 1 月から令和 7 年 1 2 月までの間に、訪問販売に係る本件役務提供契約の解除を妨げるため、当該契約についてクーリング・オフを申し出た消費者らに対し、実際には当該契約はクーリング・オフが可能であるにもかかわらず、「キャンセル料がかかってまいります」、「私たちのサービスにはクーリングオフ制度の適応が無くて、お申込みいただいた後、キャンセルをされた場合 10 万円のキャンセル料がかかります」などと、当該契約はクーリング・オフができない旨を告げ、もって当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げた。

(3) 氏名等の明示義務に違反する行為（特定商取引法第 3 条）

J s t y l e は、令和 7 年 1 1 月下旬、消費者に対して、訪問販売に係る本件役務提供契約の締結について勧誘を行うに先立って J s t y l e の名称を明らかにしなかった。

(4) 契約書面の交付義務に違反する行為（特定商取引法第 1 9 条第 1 項第 1

号)

J s t y l e は、令和 7 年 1 月下旬、電話勧誘販売に係る本件役務提供契約を締結した消費者に対し、契約書面を遅滞なく交付しなかった。

(5) 役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第 21 条第 1 項第 5 号）

J s t y l e は、令和 7 年 2 月上旬、電話勧誘販売に係る本件役務提供契約についてクーリング・オフを申し出た消費者に対し、当該契約の解除を妨げるため、実際にはクーリング・オフが可能であるにもかかわらず、「クーリングオフ期間を過ぎてしまったため、どうしてもキャンセル料金が発生してしまいます」などと、当該契約はクーリング・オフができない旨を告げ、もって当該契約の解除につき不実のことを告げた。

5 事例

【事例 1】 目的を隠匿して誘引した者に対する公衆の出入りしない場所での勧誘をする行為、役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為

J s t y l e は、令和 6 年 1 月上旬、J s t y l e の広告を通じて無料相談に申し込んだ消費者 A に電話をかけ、本件役務提供契約の締結について勧誘するためのものであることを告げずに J s t y l e の営業所への来訪を要請した。

令和 6 年 1 月中旬、J s t y l e の従業員 Z は、J s t y l e からの要請を受けて J s t y l e の営業所を訪れた消費者 A に対し、本件役務提供契約の締結について勧誘し、その場で本件役務提供契約を締結した。

当該契約の締結日の 2 日後、消費者 A は J s t y l e に対し、本件役務提供契約について、クーリング・オフを申し出たが、従業員 Z は、実際は、当該契約はクーリング・オフが可能であるにもかかわらず、「私たちのサービスにはクーリングオフ制度の適応が無くて、お申込みいただいた後、キャンセルをされた場合 10 万円のキャンセル料がかかります」、「法律に則り、クーリングオフ対象外の契約を結んでおりますため、他の皆様と同様キャンセル料は発生してしまいます」などと、当該契約はクーリング・オフができない旨を告げた。

【事例 2】 目的を隠匿して誘引した者に対する公衆の出入りしない場所での勧誘をする行為、役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為、氏名等の明示義務に違反する行為、

J s t y l eの従業員Yは、令和7年11月下旬、J s t y l eのウェブサイトを通じて無料相談を申し込んだ消費者Bに電話をかけ、本件役務提供契約の締結について勧誘するためのものであることを告げずにJ s t y l eの営業所への来訪を要請した。

その際、従業員Yは、消費者Bに対し、「夢カナ留学のY」と名乗るにとどまり、J s t y l eの商号である「株式会社J s t y l e」を名乗らなかった。

令和7年12月中旬、J s t y l eの従業員Xは、J s t y l eからの要請を受けてJ s t y l eの営業所を訪問した消費者Bに対し、本件役務提供契約の締結について勧誘し、その場で本件役務提供契約を締結した。

当該契約の締結日の2日後、消費者BはJ s t y l eに対して当該契約についてクーリング・オフを申し出たが、J s t y l eの従業員Xは、消費者Bに対し、実際は本件役務提供契約の全てがクーリング・オフが可能であるにもかかわらず、「英語のサポートに関してはクーリングオフ制度が適用となりますが、サポート料金に関してはキャンセル料がかかってまいります」などと、本件役務提供契約の一部についてクーリング・オフができない旨を告げた。

【事例3】 契約書面の交付義務に違反する行為、役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為

J s t y l eは、令和7年1月下旬、J s t y l eウェブサイトから無料相談を申し込んだ消費者Cに対して「オンライン無料相談」と称してL I N EによりWEB会議URLを送付し、当該WEB会議において本件役務提供契約の締結について勧誘を行った。

そして、J s t y l eは、消費者Cに電子メールにより本件役務提供契約に係る契約書面に記載すべき事項を送信し、消費者Cがこれに電子署名することにより、本件役務提供契約を締結した。

J s t y l eは、当該契約の締結後、消費者Cに対して遅滞なく当該契約に係る契約書面を発送せず、消費者Cは当該契約の締結日から9日後にこれを受領した。

消費者Cが当該契約書面を受領した日の翌日、同人はJ s t y l eに対して当該契約についてクーリング・オフを申し出たが、J s t y l eの従業員Wは、実際には当該契約はクーリング・オフが可能であるにもかかわらず、「クーリングオフ期間を過ぎてしまったため、どうしてもキャンセル料金が発生してしまいます」などと、当該契約はクーリング・オフができない旨を告げた。

安藤 和隆に対する行政処分の概要

1 名宛人

安藤 和隆（以下「安藤」という。）

2 処分の内容

- (1) 安藤が、令和8年10月28日から令和9年1月27日までの間、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、以下のアからウまでの事項を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

ア 訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

- (2) 安藤が、令和8年10月28日から令和9年1月27日までの間、特定商取引法第2条第3項の規定する電話勧誘販売（以下「電話勧誘販売」という。）に関する業務のうち、以下のアからウまでの事項を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

ア 電話勧誘販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 電話勧誘販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 電話勧誘販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項及び第23条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社J s t y l e（以下「J s t y l e」という。）
に対し、特定商取引法第8条第1項及び第23条第1項の規定に基づき、
J s t y l eが行う訪問販売及び電話勧誘販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 安藤は、J s t y l eの創業以来現在に至るまで代表取締役であり、経営全般を統括し、業務の遂行に主導的な役割を果たしている者であったと認められる。